

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人もくの評議員及び役員(理事及び監事)等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 報酬は、法人と委任関係にある評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、これを支払わないものとする。

(監事の出席報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合は、これを支払わないものとする。

(理事の出席報酬等)

第5条 理事長および理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、これを支払わないものとする。

(評議員及び役員の勤務報酬等)

第6条 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表2により報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 理事長が理事会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合は、これを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が、理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成22年7月8日より適用する。

この規定は、平成23年1月17日変更。

この規程は、平成29年4月1日変更する。

別表1(日額)

名 称	報 酬
評議員会出席報酬等	10,000円
理事会出席報酬等	10,000円
苦情対応第三者委員会出席報酬等	10,000円

別表2(日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	12,000円
評議員及び役員業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	15,000円
苦情対応第三者委員報酬等	10,000円

別表3(日額)

旅 費	報 酬	その他
実 費	10,000円/日	実 費